

# 合併協議会だより

6月24日、第17回合併協議会を大野町で開催

新市の名称は次の2点から選定。

- ・大野川(おおのがわ)市
- ・豊後大野(ぶんごおおの)市

(50音順)

## 住所の表記を統一

(例) 大野郡三重町大字市場1200番地	→	〇〇市三重町市場1200番地
大野郡清川村大字砂田1819番地	→	〇〇市清川町砂田1819番地
大野郡緒方町大字馬場36番地	→	〇〇市緒方町馬場36番地
大野郡朝地町大字朝地891番地	→	〇〇市朝地町朝地891番地
大野郡大野町大字田中81番地の1	→	〇〇市大野町田中81番地1
大野郡千歳村大字新殿706番地の1	→	〇〇市千歳町新殿706番地1
大野郡犬飼町大字犬飼28番地	→	〇〇市犬飼町犬飼28番地

土地開発公社については、新市においても存続。



2004

第16号

平成16年7月

# 第17回合併協議会

継続協議は、「広報広聴事業の取扱い(その2)」、「病院・診療所の取扱い」、「建設事業の取扱い(その3)」、「議員の定数及び任期の取扱い(その2)」の4協定項目の協議が行われましたが、このうち「建設事業の取扱い(その3)」を除く3項目は協議の集約ができず、継続協議となりました。

また、新規協議「新市の名称(その3)」は候補3点から2点(大野川市・豊後大野市)に絞られました。

提案項目は「地域審議会等の取扱い」「住所表記の統一」「一部事務組合の取扱い(その2)」が提案されました。「住所表記の統一」については、下記のように統一されました。



あいさつをする佐伯和光大野町長

## 〈確認された協定項目内容〉

### 協定項目第44-3号 建設事業の取扱い(その3)について

土地開発公社の取扱いについて

- (1) 土地開発公社については、新市においても存続させるものとする。ただし、詳細については、三重町・大野町の公社理事会の協議結果を尊重し、合併までに調整する。

### 住所表記の統一について(協定項目第19号「町名・字名の取扱い」に関する事項)

新市の住所表記は、新市の名称に続く町名を三重町、緒方町、朝地町、大野町及び犬飼町においては現行のとおりとし、清川村及び千歳村においては清川町、千歳町とする。なお、「大字」の字句を削除することとし、番地と枝番の間の「の」を表記しないこととする。

- |                      |   |                |
|----------------------|---|----------------|
| (例) 大野郡三重町大字市場1200番地 | → | 〇〇市三重町市場1200番地 |
| 大野郡清川村大字砂田1819番地     | → | 〇〇市清川町砂田1819番地 |
| 大野郡緒方町大字馬場36番地       | → | 〇〇市緒方町馬場36番地   |
| 大野郡朝地町大字朝地891番地      | → | 〇〇市朝地町朝地891番地  |
| 大野郡大野町大字田中81番地の1     | → | 〇〇市大野町田中81番地1  |
| 大野郡千歳村大字新殿706番地の1    | → | 〇〇市千歳町新殿706番地1 |
| 大野郡犬飼町大字犬飼28番地       | → | 〇〇市犬飼町犬飼28番地   |

## 〈継続協議となった協定項目内容〉

### 協定項目第28-2号

#### 広報広聴事業の取扱い(その2)について

(提案内容)

情報通信関係事業の取扱いについて

- (1) ホームページについては、合併時に統一し、新市において開設する。
- (2) オフトーク、ケーブルテレビについては、新市に引き継ぐ。ただし、事業及び内容については、新市において調整する。
- (3) 電光掲示板については、新市に引き継ぐ。

### 協定項目第35号

#### 病院・診療所の取扱いについて

(提案内容)

公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、「公立医療施設総合検討専門委員会」の検討結果を踏まえ、合併までに調整する。

## 協定項目第 6 - 2 号 議員の定数及び任期の取扱い(その2)について

継続協議となっていました議員定数については、関係町村長が調整案を提案し、協議しましたが、次回協議会で協議することになりました。

(確認済)

- ① 設置選挙（合併後はじめて行われる選挙をいう）後の新市の議員定数は26人とする。
- ② 設置選挙に特例措置を適用する。
- ③ 特例措置は、定数特例とする。
- ④ 設置選挙において関係町村ごとに選挙区を設置する。

以上の確認された事項に基づき下記の町村長案が提案されました。

(町村長案)

- 1 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第91条第1項の規定による議会議員の定数は、26人とする。
- 2 新市の議会議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）第6条第1項の規定を適用し、31人とする。また、新市の設置後最初に行われる選挙に限り、関係町村の区域ごとに選挙区を設置し、各選挙区の定数は次のとおりとする。

三重町の区域 11人 清川村の区域 3人 緒方町の区域 4人 朝地町の区域 3人  
大野町の区域 4人 千歳村の区域 3人 犬飼町の区域 3人

また、議員報酬に関する町村長の考え方も次のように示されました。「厳しい財政状況を考慮し、類似団体の報酬ではなく、現行の報酬及び近隣の市の報酬を参考に合併準備作業の中で機関会議等により合併までに調整することが望ましいと考える。」

## <新規協議の協定項目内容>

### 協定項目第 3 - 3 号 新市の名称 (その3) について

新市の名称候補3点を協議の結果、2点に選定しました。次回協議会で協議決定されます。

(提案)

新市の名称を次の候補の中から選定する。

- 大野川（おおのがわ）市
- 豊野（とよの）市
- 豊後大野（ぶんごおおの）市

(確認)

次の2点を最終候補とし、次回協議会で協議決定する。

- 大野川（おおのがわ）市
- 豊後大野（ぶんごおおの）市

## <提案された協定項目内容>

### 協定項目第10号 地域審議会等の取扱いについて

地域審議会の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、創設されたものです。

地域審議会は、（1）合併関係市町村の協議により（2）期間を定めて（3）合併関係市町村の区域であった区域ごとに設置できるとされており（合併特例法第5条の4第1項）、その任務は当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べることとされています。

地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めることとされています。

地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議については議会の議決が必要であり、協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。

新市において、地域審議会を合併関係町村の区域ごとに設置する。

なお、当該審議会の組織及び運営等に関する事項については、別紙「地域審議会設置に関する協議書（案）」のとおりとする。



## 地域審議会設置に関する協議書（案）

### （目 的）

第1条 この協議は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町の区域（以下「設置区域」という。）ごとに地域審議会を設置することとし、同条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （名 称）

第2条 この地域審議会を〇〇市地域審議会（以下「審議会」という）と称する。  
2 設置区域ごとの地域審議会の名称は「〇〇市」と「地域審議会」の間に、合併前町村の名称（三重、清川、緒方、朝地、大野、千歳及び犬飼）を挿入して表す。

### （設置期間）

第3条 審議会の設置期間は、合併の日から平成22年3月31日までとする。

### （所掌事項）

第4条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。  
（1）設置区域に係る新市建設計画（以下「建設計画」という）の変更及び執行状況並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。  
（2）設置区域に係る建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。

### （組 織）

第5条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。  
2 委員は、設置区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。  
（1）市議会議員  
（2）公共的団体等の役職員  
（3）識見を有する者  
（4）公募により選任された者

### （任期及び失職）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員の再任は妨げないものとする。  
3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときはその職を失う。

### （会長及び副会長）

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。  
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

### （会 議）

第8条 審議会は、会長が招集する。  
2 審議会は、毎年5月及び11月の年2回開催する。  
3 会長は、会議の議長となる。  
4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。  
6 審議会は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。  
7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### （庶 務）

第9条 審議会の庶務は、本庁及び支所の地域振興担当課において処理し、必要に応じて本庁において連絡調整を行う。

### （補 則）

第10条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この協議は、合併の期日から施行する。

協議補足 1. 本協議第2条の「〇〇市」の表記した市名は、新市名とする。

## 協議会での協議状況

### 確認された協定項目

協定番号	協定項目	提案日	確認日	協議結果	協定項目の数	案件数
1	合併の方式	15. 3. 26	15. 4. 24	対等合併	1	1
2	合併の期日	15. 3. 26	15. 4. 24	H.17.3.31	2	2
3	新市の名称（その1）	15. 3. 26	15. 4. 24	小委員会を設置	3	3
	新市の名称（その2）	16. 1. 15	16. 1. 15	応募要領		4
4	新市の事務所の位置	15. 3. 26	15.12. 25	場所は三重町（広報第6号に掲載）	4	5
5	財産の取扱い	15.12. 25	16. 2. 26	広報第9号に掲載	5	6
6	議員の定数及び任期の取扱い（その1）	15. 4. 24	15.12. 25	小委員会を設置	6	7
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	16. 4. 8	16. 5. 27	広報第15号に掲載	7	8
8	地方税の取扱い	15.12. 9	15.12. 25	広報第6号に掲載	8	9
9	一般職の職員の身分の取扱い	15.12. 9	15.12. 25	広報第6号に掲載	9	10
12	特別職の身分の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	10	11
13	条例・規則等の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	11	12
14	事務組織及び機構の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	12	13
15	一部事務組合等の取扱い（その1）	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	13	14
16	使用料・手数料等の取扱い（その1）	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	14	15
	使用料・手数料等の取扱い（その2）	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		16
17	公共的団体等の取扱い（その1）	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	15	17
	公共的団体等の取扱い（その2）	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		18
18	補助金・交付金等の取扱い（その1）	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	16	19
	補助金・交付金等の取扱い（その2）	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		20
19	町名・字名の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	17	21
20	慣行の取扱い	15. 4. 24	15.12. 25	広報第6号に掲載	18	22
21	行政区の取扱い	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載	19	23
22	男女共同参画の取扱い	15. 5. 26	15.12. 25	広報第6号に掲載	20	24
23	電算システムの取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	21	25
24	国民健康保険事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 29	広報第7号に掲載	22	26
25	介護保険事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	23	27
26	消防防災事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	24	28
27	交流事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	25	29
28	広報・広聴事業の取扱い（その1）	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	26	30
29	交通対策事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	27	31
30	衛生事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	28	32
31	障害者福祉事業の取扱い	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	29	33
32	高齢者福祉事業の取扱い	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	30	34
33	児童福祉事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	31	35
34	人権教育・同和対策事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	32	36
36	保育事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	33	37
37	生活保護事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	34	38
38	その他の福祉事業の取扱い	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	35	39
39	健康づくり事業の取扱い	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	36	40
40	環境対策事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	37	41
41	農林水産事業の取扱い（その1）	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	38	42
	農林水産事業の取扱い（その2）	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		43
42	商工観光事業の取扱い（その1）	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	39	44
	商工観光事業の取扱い（その2）	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		45
43	勤労者・消費者事業の取扱い	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載	40	46
44	建設事業の取扱い（その1）	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	41	47
	建設事業の取扱い（その2）	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		48
	建設事業の取扱い（その3）	16. 4. 22	16. 6. 24	広報第16号に掲載		49
45	上下水道事業の取扱い（その1）	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	42	50
	上下水道事業の取扱い（その2）	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載		51
46	学校教育事業の取扱い（その1）	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	43	52
	学校教育事業の取扱い（その2）	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載		53
	学校教育事業の取扱い（その3）	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載		54
47	文化振興事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	44	55
48	社会教育事業の取扱い（その1）	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載	45	56
	社会教育事業の取扱い（その2）	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載		57
49	社会福祉協議会の取扱い（その1）	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	46	58
	社会福祉協議会の取扱い（その2）	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		59
50	地籍調査事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	47	60
51	定住促進事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	48	61
52	その他の事業の取扱い（その1）	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	49	62
	その他の事業の取扱い（その2）	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載		63

### 継続協議及び今後提案する協定項目

協定番号	協定項目	提案済み	備考	協定項目の数	案件数
3	新市の名称（その3）	5/27 小委員会報告・提案	大野川市・豊後大野市		64
6	議員の定数及び任期の取扱い（その2）	4/22 小委員会報告・5/13提案協議・6/24町村長提案			65
10	地域審議会の取扱い	6/24		50	66
11	新市建設計画（案）	5/13	県地域支援本部協議済	51	67
15	一部事務組合等の取扱い（その2）	6/24	7/8 提案予定		68
	一部事務組合等の取扱い（その3）				69
28	広報・広聴事業の取扱い（その2）	4/8（継続協議）			70
35	病院・診療所の取扱い	4/8（継続協議）		52	71

## <提案された協定項目内容（つづき）>

### 協定項目第15-2号 一部事務組合の取扱い（その2）について

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合（地方自治法284条）については、構成団体に変動が生じるため、一部事務組合又は広域連合を存続させるか、存続させるなら規約をどう改正するかについて関係地方公共団体と協議する必要があります。

尚、構成団体が合併関係市町村と同一の場合は、当該事務は合併市町村の事務となります。

大野広域連合の場合、野津町が新白杵市と合併の前日に大野広域連合を脱退することになります。引続きごみ処理及びし尿処理に関する事務については共同処理する方向で調整するとしていますので、事務処理の範囲、事務処理の方法、財産処分について合併までに調整していくこととなります。

- 1 大野広域連合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務及び財産をすべて新市に引き継ぐ。また、大野広域連合の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- 2 野津町に係るごみ処理及びし尿処理に関する事務については、共同処理する方向で合併までに調整する。

#### 清掃センター処理実績（15年度）

（単位：t）

町村名	可燃ごみ			資源ごみ			不燃・粗大ごみ			合計			人口
	収集	持込	計	収集	持込	計	収集	持込	計	収集	持込	計	
野津町	1,232	388	1,620	31	56	87	1	47	48	1,264	491	1,755	9,916
三重町	2,716	3,550	6,266	62	240	302	4	133	137	2,782	3,923	6,705	18,321
清川村	325	50	375	9	11	20	1	11	12	335	72	407	2,657
緒方町	647	100	747	26	37	63	2	22	24	675	159	834	6,666
朝地町	332	106	438	13	16	29	3	13	16	348	135	483	3,559
大野町	440	183	623	17	29	46	1	24	25	458	236	694	5,696
千歳村	232	224	456	4	32	36	1	17	18	237	273	510	2,569
犬飼町	586	223	809	19	24	43	2	14	16	607	261	868	4,572
計	6,510	4,824	11,334	181	445	626	15	281	296	6,706	5,550	12,256	53,956

#### 白鹿浄化センター処理実績（15年度）

（単位：kl）

町村名	し尿			浄化槽汚泥			合計			人口
	収集	持込	計	収集	持込	計	収集	持込	計	
野津町	727	0	727	2,507	0	2,507	3,234	0	3,234	9,916
三重町	2,025	0	2,025	7,491	0	7,491	9,516	0	9,516	18,321
清川村	344	0	344	645	0	645	989	0	989	2,657
緒方町	493	0	493	994	0	994	1,487	0	1,487	6,666
朝地町	513	0	513	914	0	914	1,427	0	1,427	3,559
大野町	723	0	723	1,094	0	1,094	1,817	0	1,817	5,696
千歳村	239	0	239	825	0	825	1,064	0	1,064	2,569
犬飼町	594	0	594	1,359	0	1,359	1,953	0	1,953	4,572
計	5,658	0	5,658	15,829	0	15,829	21,487	0	21,487	53,956

### 合併協議会・幹事会・専門委員会は公開しています

今後の開催予定は下記のとおりとなっています。なお、都合により日程を変更することがありますので、傍聴される方は合併協議会事務局にご確認のうえお越しくください。また、専門委員会の開催日程は、事前に合併協議会事務局又は合併関係市町村役場の窓口へお問い合わせください。

これらの会議の開催日程は、協議会のホームページにてお知らせしています。

#### 協議会の予定

第18回協議会 ▶ 7月8日（木）午後1時30分  
場所／千歳村中央公民館ホール

第19回協議会 ▶ 7月22日（木）午後1時30分  
場所／犬飼町中央公民館大集会室

第20回協議会 ▶ 8月12日（木）午後1時30分  
場所／三重町中央公民館体育室

#### 幹事会の予定

第18回幹事会 ▶ 7月1日（木）午後1時30分  
場所／大原総合体育館研修室

第19回幹事会 ▶ 7月15日（木）午後1時30分  
場所／大原総合体育館研修室

第20回幹事会 ▶ 8月5日（木）午後1時30分  
場所／大原総合体育館研修室

#### 編集・発行／大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35（大原総合体育館内）  
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール [info@ohnogun-gappei.jp](mailto:info@ohnogun-gappei.jp)  
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148